平成２３年（フ）第８６０５号
大阪市東住吉区矢田１丁目４番４号
破産者　株式会社ヒロエンジニアリング
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２３号
大阪市北区天満２丁目２番19号サンナカノビル202号
破産者　株式会社エム・ケイ
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６９号
大阪府守口市浜町２丁目１－７、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市国松町７番17号
破産者　株式会社ＳＯＬＥＩＬ
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８０号
大阪市天王寺区玉造元町21番34号
破産者　大弘印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２６号
大阪市西区南堀江１丁目２番６号
破産者　株式会社アームアレックス
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６号
堺市西区菱木一丁2254番地３
破産者　株式会社渡辺製作所
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県伊佐市菱刈川南1112番地１
破産者　原口　正和
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
茨城県神栖市奥野谷5948番地８、登記簿上の本店所在地茨城県神栖市平泉１番地の21
破産者　有限会社吉川工業
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２８６号
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷444番地10
破産者　有限会社新日本象牙卸
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３０９０号
東京都千代田区麹町６－４－３　三幸ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区六番町４番地
破産者　株式会社総合設計企画
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０９１号
東京都千代田区麹町６丁目４－３－301
破産者　眞田　泰輔
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２３号
東京都調布市下石原２丁目３番地５第１熊沢コーポ103
破産者　飯田　純子
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
富山市布瀬町南１丁目７番地の２
破産者　日本ユート株式会社
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３３号
京都市右京区太秦堀ケ内町20番地の２
破産者　有限会社みやこ企画
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
島根県雲南市木次町山方343番地１
破産者　野津　輝夫
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
宮崎県都城市山之口町山之口３番地２
破産者　有限会社大田設備
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７２号
鹿児島県薩摩川内市下甑町青瀬690番地、前住所鹿児島市西陵４丁目19番３号
破産者　丸田　惠一
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７２１号
札幌市豊平区西岡４条７丁目８番１－202号
破産者　坂本　敏彦
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
茨城県日立市東金沢町５丁目30番10号
破産者　田中清一郎
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０７５号
さいたま市北区東大成町２丁目33番地４　浜野荘103
破産者　吉川　佑輔
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
新潟県妙高市大字関山4832番地
破産者　内田　芳文
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部